

平成21年 6 月 1 日
大臣官房政策課

政策決定プロセスの改善策について

I はじめに

(1) 政策決定プロセスの改善の意義

農林水産政策は国民全体のためのものである。したがって、その政策を決定するプロセスも国民視点に立ったものに改善することが不可欠である。

「農林水産省改革の工程表」（平成20年12月24日農林水産省省議決定）においては、官房及び各局庁は、3月までにプロセスの現状を分析し、5月までに改善策を示した上で（別紙）、官房政策課は、8月までに農林水産省としての改善策について結論を得ることとなっている。

(2) 本素案の位置づけ

官房及び各局庁から示された現状分析に基づいた改善策については、今後、各々が着実に実行することが重要である。

同時に、8月の農林水産省としての改善策の策定に向け、官房政策課において以下の通り素案を作成した。これについては、今後の改善策の議論の材料として供することにより、地方組織も含め様々な観点から意見を聴取し、その結果も含め、次の農林水産省改革推進本部においても再度議論をお願いしたい。

(3) 本素案のポイント

官房及び各局庁から示された現状及び改善策も踏まえ、官房政策課では、政策決定プロセスの改善を議論していく上で、以下の通り、「国民の声の把握」及び「科学的・客観的な分析」を重要な観点として提示する。

① 国民の声の把握

農林水産政策を支えるのは国民負担、納税者負担であることを強く意識し、政策課題の選定の段階から、国民に広く参加の機会を提供することが重要である。

決定された政策については、現場の地方組織の担当者や、生産者その他の関係者まで徹底して周知するとともに、政策の受益者である国民からの意見や要望については十分に検討し、要すれば政策に反映することが重要である。

② 科学的・客観的な分析

政策の裏付けとなる財源に限られる中においては、少ない資金で最大限の政策効果を発現させることが重要であり、そのためには、科学的・客観的な分析を行い、その結果を国民が政策選定を判断する際に提供することが重要である。

Ⅱ 官房及び各局庁から提出された改善策の概要

1. 国民の声の把握

(1) 分析にあたっての問題意識

① 幅広い国民層からの意見収集

農林水産政策は国民全体のためのものであることを踏まえ、意見交換会等の場においては幅広い層から政策について意見を伺っているか。

② 分かりやすい政策説明

国民との意見交換の前提となる政策説明が、誰にでも分かりやすい形で行うなど親切・丁寧に行われているか。

③ 国民の意見等の情報共有

国民から伺った意見等について、地方組織も含めた省内で共有し、それをもとに政策を議論する仕組みが整っているか。

④ 透明性のある政策決定と丁寧な周知

政策決定の手続きが審議会等の公開の場で行われるなど透明性が確保され、決定された政策は迅速かつ丁寧に周知されているか。

(2) 提出された改善策を踏まえて考えられる改善点

① 政策課題の選定段階からの説明会等の実施

政策課題の選定の段階から、主な政策に関する農林水産省の基本的な考え方を国民に提示する。その際には、現場に足を運んで説明会等を行い、政策が真に現場のニーズ等に沿ったものか検証する。

② 地方組織の積極的な政策決定プロセスへの参加

説明会等を行うにあたっては、地方組織が自主性を最大限に発揮して地方の特色に応じた説明を行えるよう環境を整備する。地方組織は、汲み上げられた意見等について、「地方ホットライン」等の仕組みも利用しながら、政策決定プロセスの中で活用されるよう本省に働きかける。

③ 本省による説明会等の実施状況のフォローアップ

地方組織が支障なく説明会等を行えるよう、本省は政策に関する情報提供をきめ細かく行うとともに、実施された説明会等については地方組織から報告を受け、逐次フォローアップを行う。

④ パブリックコメントの実施に関するルール

パブリックコメントについては、例えば、省サイトに掲示する期間の設定、主要な意見等に対する返答の義務化、及び主な意見等並びにその返答の省サイトでの公表など、省内共通のルールを策定する。

⑤ 国民からの意見等の情報共有

説明会やパブリックコメント等による国民からの意見等について、関係者全員が共有できるよう体制を整備する。

⑥ 分かりやすい資料づくりのための仕組み

説明資料やパンフレット等について、分かりやすさの観点からチェックできる体制を整備する。

2. 科学的・客観的な分析

(1) 分析にあたっての問題意識

① 緻密な政策分析

政策効果の継続性や波及効果のほか、農業以外の他産業との公平性の問題等踏み込んだ分析が行われているか。

② 科学的・客観的な視点

分析結果が、科学的知見をもつ有識者や実際に現場で政策を活用する関係者等の指摘に耐えうるものとなっているか。

③ 分析結果の情報提供

分析結果について、国民が容易にアクセスでき理解できるような環境が整っているか。

(2) 提出された改善策を踏まえて考えられる改善点

① 科学的・客観的な分析

諸外国における類似の政策との比較や将来の政策効果についてのシミュレーション等を活用するなど科学的・客観的な分析を行う。

② 第三者からの意見収集

分析結果については、審議会、検討会等において、第三者である有識者等から意見を伺う。

③ 分析結果の国民への提供

分析結果については、ホームページや説明会等の場において、Q&Aやパンフレットなど分かりやすい資料を活用しながら国民に提供する。

Ⅲ 政策別の対応における留意点

(1) 国民の声の把握や科学的・客観的な分析は、場合によっては多くの時間と労力を要する。全ての政策について一律に同じ程度の取組を求めることは困難であり、政策の種類に応じて実現可能かつ効果的な方法を採用することが重要である。

(2) 例えば、以下のような取組方法が考えられる。

① 中長期的な政策

複数年計画など中長期に及ぶ政策については、政策課題の選定の段階から説明会など国民の意見や要望を把握する機会を最大限提供するとともに、有識者等の意見を聴取するなど科学的・客観的な分析を十分に行う。

② 毎年度の政策

毎年度の予算編成に応じて策定される政策については、一年を周期としてP D C Aサイクルを徹底させるための仕組みを整備する。

③ 緊急的な政策

経済対策など緊急を要する政策についても、常日頃から国民のニーズの把握に努め、実施された政策決定プロセスについては、事後的に国民から意見を伺い、次のプロセスに活かす。

Ⅳ 今後の検討の進め方

(1) 省内における議論の喚起

農林水産省としての政策決定プロセスの改善策については、この資料を素案として位置づけつつ、省内サイトでの職員からの意見募集はもとより、地方農政局長会議等の場を活用するなどして、本省・地方組織も含め議論を省内に喚起し、様々な観点からの意見を聴取する。

また、客観的な視点も確保するため、政策評価会の場において外部有識者から意見を伺うこととする。

(2) 改善策の試行的な取組

今回の取組は国民視点に立った政策決定プロセスを構築することを目的としており、したがって、今回の改善策の検討にあたっては広く国民から意見を伺うこととする。例えば、上記Ⅱ 1 (2) に示したパブリックコメントのルールづくりの取組を、今回の改善策の検討にあたって試行的に実施する。

(3) 官房及び各局庁における当面の取組

別紙のとおり、官房及び各局庁からは担当する施策の特色に応じて様々な改善策が提示された。

これらについては、上記Ⅰ (2) にも示したように、農林水産省としての改善策が結論付けられるまでは、官房及び各局庁において積極的に進めていくとともに、これらの改善策のうち農林水産省としての改善策によって確立されたものについては、それに基づき実施することとする。

官房及び各局庁から提出された政策決定プロセスに関する現状及び改善策（案）

平成 21 年 6 月 1 日

大臣官房政策課

	政策課題の選定		政策手法の検証		政策決定の手続き		フォローアップ	
	○政策課題の選定が国民のニーズに依拠しているか。 ○選定段階で国民に参加の機会が得られているか。		○政策の有効性の検証等が客観的に行われているか。 ○検証過程で国民に参加の機会が得られているか。		○政策決定手続きが透明に行われ、国民に十分な説明がされているか。		○事後の説明が親切・丁寧に行われ、クレームに対しては正直な対応がとられているか。	
	現状	改善策	現状	改善策	現状	改善策	現状	改善策
大臣官房	○外部有識者からなる審議会等において意見を伺い、結果を公表。 ○ＨＰにおいて意見募集を行うとともに、国民の取組事例について公募等により選定。 ○大学や企業等からの要望等に応じ政策に関する講演会等を実施。 ○世論調査等により国民のニーズを把握している一方、 <u>国民参加の機会を増やす余地がある</u> 。 ○ <u>説明用資料が業界関係者向けのものが多く、国民一般にとっては複雑</u> 。	○より多くの国民から意見を伺うとともにプロセスの透明化を図る。 ○関係者との <u>意見交換会等の場や出席者を増やす工夫</u> 。 ○マスコミへの説明や説明会等の場を活用し、 <u>説明用資料に対する意見を伺う</u> 。	○国民から意見を募集しつつ政策目標を設定するとともに、その妥当性や達成に向けた取組については、一般傍聴可能なものも含めた協議会等の場において検証を実施。 ○説明会等の場を設定し国民から意見を伺ったものの、それを <u>省内で共有する取組が不十分</u> 。 ○また、 <u>説明会の対象者が農林水産業に直接関係する一部の者に限定されるとともに、開催数、出席者数が少ないケースもみられる</u> 。	○より多くの国民から意見を伺うとともにプロセスの透明化を図る。 ○関係者との <u>意見交換会等の場や出席者を増やす工夫</u> 。 ○ <u>国民からの意見をデータベース化する</u> など分かりやすい形にまとめ、政策に反映しやすくするための体制を整備。 ○ <u>説明会等の傍聴登録時において意見を受け付ける</u> など、国民の声を伺う機会を設定。	○一般傍聴可能なものも含めた意見交換会等の場やパブリックコメントを通じて国民から意見を伺う機会を設定。 ○ただし、その前提となる国民への政策の周知が、質的・時間的に不十分のため、 <u>国民から意見を十分に伺っていないケースもみられる</u> 。 ○また、 <u>説明会の対象者が農林水産業に直接関係する一部の者に限定されるとともに、開催数、出席者数が少ないケースもみられる</u> 。	○より多くの国民から意見を伺うとともにプロセスの透明化を図る。 ○政策決定前の <u>極力早い段階からＨＰにおける広報活動や意見交換会を積極的に実施</u> 。 ○説明会等の <u>傍聴登録時において意見を受け付ける</u> など、国民の声を伺う機会を設定。 ○ <u>地方組織への政策の周知については、質疑応答集を作成するなどの工夫</u> 。	○質問や問い合わせについては対応者をあらかじめ決めて丁寧に対応し、部署内での共有を徹底。 ○協議会や定量的・定性的調査を通じて、政策のフォローアップを実施。 ○講演会等の場や逐条解説本、Ｑ＆Ａの作成を通じて丁寧な説明を実施しているものの、政策に対する <u>国民の理解が進んでいないケースもみられる</u> 。	
国際部	○農業生産者との意見交換は行っているが、それ以外の幅広い国民各層から <u>意見を伺う機会が不十分</u> 。	○農業生産者との意見交換に費やしてきたのと同等のエネルギーを、消費者団体等向けにも費やす。 ○このような基本的考え方の下、国民各層に対する説明や意見交換を充実させるため、原則として <u>国際部職員全員が国民との対話の機会を持つ</u> 。	○交渉がもたらす成果や国内への影響等について、 <u>国民に対する客観的な説明が必ずしも十分ではない</u> 。 ○特定の関係者への政策説明が主であり、 <u>広い意味での国民からの意見を伺う機会が不十分</u> 。	○交渉がもたらす成果や影響等について可能な限り科学的・客観的な検証を行う。その際、必要に応じ、可能な範囲で現状や過去のデータ等も参照しつつ <u>数値的な検証</u> も行う。 ○ヒアリングの対象者に、農林漁業者や消費者（団体）等のバランスを図る等 <u>広く国民参加の機会を設ける</u> 。	○外交交渉に関する事項について、例えば WTO 交渉では、前ラウンドの反省を踏まえ「国民合意プロセス」の中で提案や交渉状況の説明を行い、交渉プロセスの透明化を図っている。 ○地方を含め、 <u>広い意味での国民への政策説明が不十分</u> 。	○今後とも基本的な交渉方針等について、 <u>広く国民から意見を伺い、交渉姿勢に反映</u> 。 ○政策決定プロセスを明らかにすることが困難な場合は、極力透明性を確保するため、 <u>国民に対して「事前の情報提供」と「決定後の説明」を行う</u> 。 ○シンポジウム等の場に積極的に参加するとともに、地方レベルでは、 <u>省幹部を中心に外部説明を実施</u> 。	○幅広い国民への <u>説明や意見交換が不十分</u> 。 ○外部からの問い合わせについても、 <u>体系的に対応することが必要</u> 。	○国民への資料提供にあたっては、 <u>誰にとっても理解しやすい資料を提供</u> 。 ○外部からの問い合わせについて、 <u>原則として 1 週間以内に返信</u> するなど、 <u>具体的なルールを定め、迅速な対応を行う</u> 。また、課内掲示板等を活用し、 <u>対応結果について情報共有を徹底</u> 。

		政策課題の選定		政策手法の検証		政策決定の手続き		フォローアップ	
		○政策課題の選定が国民のニーズに依拠しているか。 ○選定段階で国民に参加の機会が得られているか。		○政策の有効性の検証等が客観的に行われているか。 ○検証過程で国民に参加の機会が得られているか。		○政策決定手続きが透明に行われ、国民に十分な説明がされているか。		○事後の説明が親切・丁寧に行われ、クレームに対しては正直な対応がとられているか。	
		現状	改善策	現状	改善策	現状	改善策	現状	改善策
	統計部	○利用者ニーズを踏まえつつ、外部有識者を含む検討会等において意見を伺う一方、 <u>消費者から意見を伺う機会が不足</u> 。 ○統計のスリム化が求められる中、 <u>新規ニーズや継続要望に応えることが困難</u> 。	○人員削減に対応しつつ、 <u>より効率的に統計を作成する観点から</u> 見直しを実施。	○統計手法の見直しについては、外部有識者を含む検討会等において意見を伺う一方、 <u>消費者から意見を伺う機会が不足</u> 。 ○統計データの精度や継続性について、客観的な検証を実施。	○人員削減に対応しつつ、 <u>より効率的に統計を作成する観点から</u> 見直しを実施。	○検討会等における議論を踏まえ統計の見直しを決定。 ○内容について利用者への直接説明等を実施。 ○省内でも内部掲示板を活用し周知するとともに、詳細については通達等の改正の際に周知。	—	○統計の見直しの内容については利用者への直接の説明等を実施するとともに、ニーズを把握。 ○各種照会や要望については原則1週間以内に回答するよう組織内で周知徹底。	—
	総合食料局	○消費者の関心や世論の高まりに対応した課題選定や審議会等での議論が行われているが、広く国民、特に <u>一般消費者の意見を伺う機会が不十分</u> 。	○施策の対象者となる事業者や生産者のニーズの把握を徹底するとともに、 <u>アンケート等を通じて消費者の意見を把握</u> する。	○審議会等の場で必要なデータに基づいた検討や実態把握が行われていたが、広く国民、特に <u>一般消費者の意見を伺う機会が不十分</u> 。	○広く国民、特に一般消費者の視点を反映する観点から、政策手法の検証過程において、 <u>パブリックコメント等を通じて分かりやすい情報提供を行うとともに、意見の把握に努める</u> 。	○政策決定手続きは審議会等の公開の場で行われ、内容についても、記者発表やHPにより公開しているが、 <u>幅広い関係者への説明が不十分</u> 。	○パブリックコメントを行うほか、 <u>ポンチ絵を活用した分かりやすい資料を作成し</u> 、関係者に幅広く説明する。	○国民からの質問等については、窓口の設置のほか、Q&Aの作成とHPでの公開、地方農政局への配布などを実施。	○制度の運用や解釈に迷うものについては必ず相談・協議することを徹底。 ○クレーム等の対応状況をチェック、共有する体制整備について、省内掲示板の活用等手法を含めて検討。
	消費・安全局	○科学的知見を基礎とした政策企画を行うとともに、消費者、事業者との意見の交換・反映を実施。	○検討会等の場においてより分かりやすい説明や資料の提出。	○生産現場での実用性を勘案しつつ、科学的知見を基礎とした政策企画を行うとともに、消費者、事業者との意見の交換・反映を実施。	○常に最新の科学的な知見を踏まえて政策手法の見直しを行うため関係機関と緊密に連携し情報収集。	○検討会を開催し、関係者の意見を踏まえ政策決定を実施するとともに、議事概要やパブリックコメントの回答等についてはHPに公開。 ○決定された政策については、対象者に説明会の開催やQ&Aの作成を実施。	○これまでの取組を徹底・強化し、政策決定手続きを更に透明化。	○説明会の実施やHPによる情報提供とともに、問い合わせに関しては個別に補足説明。 ○政策効果の有効性について検証するとともに実施状況についてアンケート調査。	○国民・消費者との意見交換会、政策効果の有効性の検証等を踏まえた必要な見直しを実施。
	生産局	○生産者団体などとの意見交換会等における議論に加え、HP上において政策課題を含む政策提案を募集。 ○緊急的な措置が求められ、 <u>実施ありきの議論が先行する場合</u> には、時間的制約から、現場のニーズや国民のメリットに関する <u>政策の効率性の検証が不足</u> 。	○より多くの国民から政策提案がなされるよう、頂いた意見も踏まえて <u>HP を通じた募集方法を工夫</u> 。 ○単なる要望ではなく、「 <u>政策提案</u> 」として国民から意見を伺う。 ○時間的制約がある状況においても、 <u>客観的なデータを示しつつ、簡略化されたプロセス</u> （政策モニターの活用等）で <u>国民の意見を伺う</u> 。	○審議会等の公開の場において議論する政策手法もある一方、 <u>緊急的な措置が求められる等の場合</u> には、時間的制約から、省の案を提示したオープンな議論を行うことが <u>困難なケース</u> もある。 ○生産現場への政策内容の周知の不徹底により誤解が生じた <u>ケース</u> もある。	○時間的制約がある状況においても、 <u>省の案を何らかの形で示し議論を求める手法</u> （例えば現場での説明会を検討段階から実施。）を <u>検討</u> 。	○緊急的な措置が求められる等の場合には、時間的制約から <u>パブリックコメントやオープンな議論を行うことが困難なケース</u> もある。 ○決定内容について丁寧な説明に努めたものの、 <u>現場・国民全体への周知不足</u> 。	○時間的制約がある状況においても、客観的なデータを示しつつ、 <u>簡略化されたプロセス</u> （政策モニターの活用等）で <u>国民の意見を伺ったり、分かりやすいパンフレット・文書・Q&A等を作成</u> 。 ○地方出先機関の機能を充実させ、 <u>農林水産省として独自の情報提供ルートを構築</u> 。 ○国民の要望等をフィードバックするための <u>専門組織を官房内に設置</u> 。	○制度の運用については現場のニーズを踏まえ要領改正等を実施。 ○事業の簡素化は重要だが、逆に現場から <u>詳細な運用や解釈が求められ、クレームの原因になるケース</u> もある。 ○照会や要望事項に丁寧に対応し質疑応答やQ&Aを作成すると、 <u>逆に複雑化したとの批判</u> もある。	○制度の運用や解釈に迷うものについては必ず本省と相談することを明確化。 ○ <u>極力分かりやすい形でパンフレット、文書、Q&A等を作成するとともに、地域の要望等に応じた説明会を実施</u> 。

	政策課題の選定		政策手法の検証		政策決定の手続き		フォローアップ	
	○政策課題の選定が国民のニーズに依拠しているか。 ○選定段階で国民に参加の機会が得られているか。		○政策の有効性の検証等が客観的に行われているか。 ○検証過程で国民に参加の機会が得られているか。		○政策決定手続きが透明に行われ、国民に十分な説明がされているか。		○事後の説明が親切・丁寧に行われ、クレームに対しては正直な対応がとられているか。	
	現状	改善策	現状	改善策	現状	改善策	現状	改善策
経営局	○水田・畑作経営所得安定対策の見直し等に当たっては、地方公聴会や、全国 100 か所以上の現場に出向いて農業者の意見を直接伺う機会を設定。 ○また、本省及び農政事務所等の「農政安心ダイヤル」を活用。 ○ <u>上記のような取組が他の政策において浸透していない。</u> ○ <u>消費者等から意見を伺う機会が不十分。</u>	○担い手育成政策全般について、消費者等を含めた <u>幅広い国民を対象とした政策周知・PR 会等</u> を実施。 ○水田・畑作経営所得安定対策の見直し等の際に行われた左記の取組を、 <u>他の政策についても取り入れる。</u>	○本省及び農政事務所等の「農政安心ダイヤル」を活用して、生産者等から意見を伺うとともに、政策の評価に関する調査を行うなど、政策手法を検証。 ○ <u>上記のような取組が他の政策において浸透していない。</u>	○水田・畑作経営所得安定対策の見直し等の際に行われた左記の取組を、 <u>他の政策についても取り入れる。</u>	○水田・畑作経営所得安定対策については、農家向けの DVD の配布、地域の実情に応じたパンフレットの作成・配布を通じ説明。 ○ <u>上記のような取組が他の政策において浸透していない。</u> ○導入時の説明やパンフレットにおいて、細かい質問にも答えられるようにしたため、 <u>ページが増え分かりやすさが欠けた。</u>	○政策対象者に説明資料を“見ていただける”との観点から、 <u>ポーチ絵や図表を多用するとともに、通読できる枚数に圧縮。</u> ○水田・畑作経営所得安定対策の見直し等の際に行われた左記の取組を、 <u>他の政策についても取り入れる。</u>	○「経営所得安定対策だより」を農政事務所ごとに発行するとともに、月 2 回の「農業担い手メールマガジン」により、加入者全員へ情報配信。 ○パンフレット、相談窓口等を活用し情報提供。 ○ <u>上記のような取組が他の政策において浸透していない。</u> ○地方組織、協会、団体から情報収集、意見交換会等を実施しているが、 <u>消費者等から意見を伺う機会が不十分。</u>	○消費者等を含めた <u>幅広い国民を対象とした政策周知・PR 会等</u> を実施。 ○水田・畑作経営所得安定対策の見直し等の際に行われた左記の取組を、 <u>他の政策についても取り入れる。</u>
農村振興局	○農業のみならず他産業、国土状況、国際情勢等の視点を踏まえつつ政策課題を抽出。 ○外部有識者からなる審議会等において議論するとともに、現地調査や現場との意見交換等を実施し実用性のある課題を選定。	○施策に関するこれまでの経緯等についての分かりやすい資料の作成・掲示、パブリックコメントの募集等を通じより広い意味で国民から意見を伺う。	○毎年度政策の実績・効果を把握・分析するとともに、審議会において評価を依頼。 ○また審議会の結果は HP に公表しているが、 <u>広い意味での国民の意見を伺う機会が不足。</u>	○政策内容についての <u>分かりやすい資料の作成・掲示、パブリックコメントの募集等</u> を通じより広い意味で国民から意見を伺う。	○パブリックコメントの募集等を通じ、政策案を提示した上で広く国民から意見を伺うとともに、決定後は速やかに HP への公表や説明会を実施。	○HP 等での周知においては、資料の工夫に努めるなど、より多くの人に分かりやすい形での周知を図る。	○政策内容については各種会議を通じて担当者に迅速に伝えるとともに、政策の実績調査についても実施。 ○ <u>多様な情報収集ルートの確保が課題。</u>	○ <u>担当者会議等の場において実績の説明・共有</u> を行い、政策目標の達成を図る。 ○自治体、大学、民間企業等多様な情報収集ルートを確認しつつ <u>フォローアップを実施。</u>
技術会議事務局	○地方の関係機関や団体が参加する会議等を通じて研究ニーズを把握するとともに、様々な分野の有識者をメンバーとする技術会議で議論。 ○研究ニーズのほか、国が関与する必要性、経済社会に及ぼす効果等について専門的な事前評価を実施し、結果を公表。	○国民により広く参加の機会を提供するとともに、意見、要望については十分に検討する機会を設ける。	○地方の関係機関や団体が参加する会議等を通じて研究ニーズを把握するとともに、様々な分野の有識者をメンバーとする技術会議で議論。 ○研究ニーズのほか、国が関与する必要性、経済社会に及ぼす効果等について専門的な事前評価を実施し、結果を公表。	○研究応募状況、評価結果等について科学的・客観的に分析し、それを踏まえ有識者等との十分な検討を実施。 ○政策の目標についてより具体化し、それに基づき評価を実施。	○政策は様々な分野の有識者をメンバーとする技術会議で議論。 ○政策の実施機関は公募により募集。 ○審査については外部有識者等よりなる評価会において実施し、結果を公表。	○国民により広く参加の機会を提供するとともに、意見、要望については十分に検討する機会を設ける。 ○公募情報についてはより見やすくわかりやすい資料を作成し、幅広く PR を実施。	○政策の質問等に親切・丁寧に対応するとともに、その内容、日時、回答者については記録・保存。 ○フォローアップを適切に行うため、政策の進捗状況の管理や中間評価を実施。	○研究課題が決定された後であっても国民から意見・要望を伺う。

	政策課題の選定		政策手法の検証		政策決定の手続き		フォローアップ	
	○政策課題の選定が国民のニーズに依拠しているか。 ○選定段階で国民に参加の機会が得られているか。		○政策の有効性の検証等が客観的に行われているか。 ○検証過程で国民に参加の機会が得られているか。		○政策決定手続きが透明に行われ、国民に十分な説明がされているか。		○事後の説明が親切・丁寧に行われ、クレームに対しては正直な対応がとられているか。	
	現状	改善策	現状	改善策	現状	改善策	現状	改善策
林野庁	○審議会等の場において審議するとともに、公告・縦覧、パブリックコメントを実施。 ○早い段階から森林所有者や国民一般から意見を伺う機会が不足。	○イベントやインターネットなど様々な媒体を通じて、目標や成果指標などを分かりやすく提示。 ○森林所有者等とのブロックごとの意見交換会や自治体の担当者とのネットワークを利用して意見収集。 ○事業実行段階で寄せられる現場や国民の意見を活用。 ○パブリックコメントの周知も工夫。	○審議会等の場において、事業の目標や成果指標について、科学的・専門的な検証とあわせ、国民の反応も踏まえた検討を行うとともに、公告・縦覧、パブリックコメントを実施。 ○現場に近い自治体や森林所有者等からの意見を政策に反映することについて工夫の余地がある。	○イベントやインターネットなど様々な媒体を通して、目標や成果指標などをわかりやすく提示。 ○森林所有者等とのブロックごとの意見交換会や自治体の担当者とのネットワークを利用して意見収集。 ○事業実行段階で寄せられる現場や国民の意見を活用。 ○パブリックコメントの周知も工夫。	○決定された政策内容をＨＰに掲載するとともに、広く意見を募集するため、公告・縦覧やパブリックコメントを実施。 ○ただし、十分な周知が行われていないケースもある。	○政策説明会の実施や自治体の担当者とのネットワークの構築・活用により周知を徹底。	○HP やパンフレット等により周知。 ○用途・相手に応じた分かりやすい情報提供の工夫が不足。	○説明対象の関心に応じた資料の充実、時宜を捉えた政策説明会の実施、自治体のカウンターパートとの意思疎通の定着を徹底。 ○政策説明会の出席者へのアンケートの実施。
水産庁	○審議会等の場において有識者から意見を聴取するとともに、その内容のＨＰでの公表やパブリックコメントを実施。 ○政策提案会等を通じ、地方自治体の政策提案や問題意識を把握し、意見交換を実施。 ○可能な限り、漁業者、商社、マスコミ等に対し、課題を取り巻く状況、問題点、対応方向について説明を実施し、意見交換を実施。	○「浜の声を聴く会」、生産者と消費者との理解醸成協議会など、現場での漁業者・消費者等を交えた会合を一層活用し、直接・継続的にニーズを拾い上げる仕組みを構築。	○政策内容の検討に当たっては、特に専門的な知識が必要な場合には、外部有識者から意見を聴取。	○施策に応じて有識者の参加による検討会を設置するなど、第三者の意見を政策立案過程に反映するとともに、庁内部に「政策決定プロセスの評価・検証等委員会」を設け、継続的に検証を実施する仕組みを構築。 ○施策に応じ「浜の声を聴く会」、生産者と消費者との理解醸成協議会等を活用し、政策の有効性等について国民に意見を伺う。	○事業執行前から説明会を開催するなど関係者に周知。 ○ただし、末端組織に政策を周知するのに時間を要しており、執行段階において地域差が発生。	○読む人の視点に立ったパンフレット等の作成とそれを用いた全国各地での説明会開催、地方公共団体との連携、漁業調整事務所の活用、地方紙への働きかけ等の取組を行い、国民に政策内容を執行前の段階から丁寧に周知。	○政策決定後には説明会の開催、パンフレットの作成・配布等を行うとともに、質問やクレームについては丁寧に対応。 ○制度が使いづらいと国民の声に対しては、手続き・書類の簡素化や制度の弾力的な運用を行うとともに、担当者を現地に派遣して説明・指導。	○読む人の視点に立ったパンフレット等の作成とそれによる周知、説明会の開催、ＨＰでの公表を活用し、施策を周知。 ○漁業者・消費者の意見を聴く場、専門家の意見を聴く場を活用し、ニーズを拾い上げ、今後の政策の立案に活かす。 ○引き続き、手続き・書類の簡素化や制度の弾力的運用に努めるほか、質問やクレームに対して親切かつ丁寧な対応を徹底。